

[研究ノート]

# 千葉県中小企業振興条例の歴史的な意義と今後の課題

——条例制定から3年，中小企業憲章閣議決定を受けて——

川西 洋史

(千葉県中小企業家同友会)

## 要 旨

「千葉県中小企業の振興に関する条例」が制定されて3年が経った。本条例は全国的に見て県の条例としては先駆的な内容を持っている。とりわけ、首都東京に隣接し、戦前から農漁業を中心に首都への“食糧基地”としての役割を果たし、戦後の高度成長の時期にあっては、鉄鋼・石油・化学等の素材供給を軸とした大型装置産業の誘致を産業政策の中心に据えてきた千葉県にあって、県政の上で中小企業振興に大きなウエイトを置くことを志向する条例を制定したことの意義には小さくないものがあると考えられる。

かつ、2010年6月に中小企業家同友会が7年前から制定推進運動を行ってきた中小企業憲章の閣議決定がなされた。この憲章制定により千葉の振興条例を活かしていく上で新たな局面を切り開く可能性も秘めていると言える。

本稿では、本振興条例の制定過程での特徴とその内容の歴史的な意義を明らかにすると共に、その制定に深く関わってきた千葉県中小企業家同友会（以下、千葉同友会）の果たした役割、および今後の課題、並びに中小企業憲章との関連を整理することを通じて、豊かな千葉県づくりを展望したい。

## キーワード

現場の声を生かす仕組み、中小企業振興と地域づくりの好循環、「産官学民」、育てる産業・企業、総合性を持った産業政策

## 1. 千葉県中小企業振興条例の制定過程

はじめに振興条例の制定過程を振り返ってみる。

### (1) 2001年度より県への政策要望で振興条例制定を盛り込む

千葉同友会は、1999年度より千葉県に対し政策要望を提出し始めた。当時の千葉同友会政策委員会では、墨田区が1979年に中小企業振興条

例を制定し、区行政が先頭に立って地域の中小企業振興に取り組んでいるとの話を聞き及び、2001年9月に墨田区への視察・見学会を実施した。その中で行政職員の地元中小企業振興にかける熱意と様々な施策の実施状況に感動し、2001年度の県への政策要望に振興条例制定を盛り込んだ。しかしながら、2002年1月の千葉県商工労働部との政策懇談会では、中小企業振興条例の必要性、意義については行政側にはほとんど認識がされていない状況であった。

## (2) 県知事の交代をきっかけに進展

前年の2001年には、5期20年にわたって県政を担ってきた沼田武知事から堂本暁子知事に交代しており、2004年7月に前年6月に誕生した千葉同友会女性部会が知事と懇談し、中小企業振興条例の制定を要望した。そのような経過を経て2004年11月に開かれた千葉県経営研究集会の来賓挨拶の中で知事が振興条例制定の意思を表明した。また、同研究集会の分科会で麻生恵県商工労働部経済政策室長（当時）が吉田敬一駒澤大学教授および同友会会員経営者と共に、「暮らしをつくる力一元気な中小企業で！～5年先を展望、千葉のビジョン・企業ビジョンを語る」をテーマにシンポジストとして登壇した。

## (3) 千葉同友会が県の経済活性化推進会議・ 中小企業振興研究会のメンバーに

そのような経過の中から、2003年に発足した千葉県経済活性化推進会議（議長：堂本知事、主要経済団体・業界団体・金融機関・大学・県議会・行政関係団体・農業団体・漁業団体等、50団体）に2005年より千葉同友会が登録されることになった。そして2005年に上記推進会議の下部組織として「中小企業振興に向けた研究会」（以下、振興研究会）（委員22名—中小企業者11名、地域金融機関3名、NPO関係者1名、行政関係者1名、公募委員3名、議会1名、研究者2名で構成）が発足し、千葉同友会推薦の杉山武・中小企業振興条例／憲章学習推進本部副本部長が2人の副会長のうちの1人に就任した。（会長は中山健千葉商科大学教授）また他団体推薦による同友会会員が2名、振興研究会に入った。

## (4) 「地域勉強会」の実施・振興研究会での元 気戦略の立案

05年9月より1年をかけて県商工労働部が県内各地の中小企業者の意見や実状を聞く「地域勉強会」が実施され、計42回、延べ900人以上の中小企業等関係者との懇談が行われた。また

振興研究会では、この「地域勉強会」の意見も参考にしながら06年3月～07年3月まで12回にわたり、千葉の中小企業の現状と課題・戦略を整理し、「ちば中小企業元気戦略」の立案に向けて討議を行った。このような経過を経て、06年12月に「ちば中小企業元気戦略」が作成され、かつ法的な裏付けとなる中小企業振興条例案の検討がなされ、07年3月県議会全会一致で「千葉県中小企業振興に関する条例」が採択された。

## 2. 振興条例の制定過程の特徴と千葉同友会の果たした役割

以上の振興条例の制定過程の特徴と千葉同友会の果たした役割を整理すると次のようになる。

### (1) 現場の声を生かす仕組み

まず、中小企業の現場の声を反映するプロセスを大事にしてきたことが挙げられる。「地域勉強会」は千葉同友会とは14の全支部（当時）と単独もしくは合同で延べ7回にわたり行われ、地域の中小企業者の実状や要望を県商工労働部の職員が聞き取ることが行なわれた。時間は昼夜を問わず、県商工労働部の幹部も交代で参加するという画期的な取り組みであった。

ちなみに千葉同友会との「地域勉強会」（05年1月～3月実施）で提出された当時の中小企業の現状と主な意見は次の通りである。

①中小企業は、原油価格上昇等による材料費・物流費の高騰と競争激化による販売価格の低迷という二重の苦難にさらされている。

②大型店進出により従来の商店街が寂れ、街の景観やバランスが崩れ、もはや放置できない状況に追い込まれており、農・商・工のバランスのとれた街づくりに取り組むことが焦眉の課題となっている。

③競争激化の中であって、事業承継・技術承継の困難が、中小企業でも農漁業・林業においても進行している。製造業では団塊の世代の大量

退職という2007年問題を控え、いかに蓄積された技術を次世代に継承していくのかが問われている。

④公共事業削減により地方都市で数少ない雇用の受け皿になっていた建築・土木業の不振が地域経済の低迷に拍車をかけており、官公需の入札における地元企業の優先度のアップを切望する。

⑤いまだ中小企業に対する偏見が強い中において、大型店進出により人材が奪われ採用に困難をきたしている中小企業が増えている。若者の「労働観」、 「職業観」が十分確立されていないため、仕事が長続きしない、育てるために粘り強い働きかけが必要だが、育ったと思うと簡単に辞めてしまうなど、人材採用・育成での悩みが大きい。

⑥担保・保証人によらない新たな中小企業融資の基準づくりを検討してもらいたい。

⑦少子高齢社会・地球環境問題に対応した、高齢者の活用による農漁業・林業の振興などの検討を行なってもらいたい。

⑧その他、公的施設・公共用地を中小企業振興・人材育成に活用することを考えてもらいたい、補助金等の申請の簡略化を図ってもらいたい。

## (2) 元気戦略の検討を先行し、条例が空文化しない工夫

振興条例は作る段階では力を注ぐものの、制定されたことで満足してしまい、その後は宙に浮いたものになりがちである。しかし、千葉県の振興条例では、条例制定自体を自己目的化するのではなく、中小企業の現状と課題を明らかにしながら、元気な中小企業を作り出す戦略の検討を先行させ、その法的・理念的な裏づけとしての条例を制定するという流れを作ったため、条例制定と同時に事業計画・予算付けがなされるという形で条例が空文化することを防ぐことができている。これは所管である県商工労働部経済政策課の優れた手腕によるものと評価できる。

## (3) 千葉同友会の果たした役割

### ①政策要望での条例内容の提言

千葉同友会は、前述した通り、政策要望において振興条例制定をいち早く提案すると共に、振興条例の内容について、条例制定以前の05年、06年の政策要望では、振興条例に盛り込むべき内容として、(a)中小企業の役割・中小企業政策の重要性、(b)行政トップの責任、予算の確保の明示、(c)県民・市民の理解と協力、(d)地域経済の振興に対する大企業者の責任・努力義務、(e)産業・商業振興とまちづくりの結合、(f)数年一度の見直し規定を入れる等、「育てる条例」という観点を入れること、(g)中小企業者も含めた中小企業施策の検討機関「中小企業振興会議」(仮称)の設置などを提言した。

条例の見直し規定こそ入らなかったものの、条例に基づく施策実施状況を毎年知事が公表する責務を規定し、元気戦略は概ね3年ごとに見直すといった形で生かされており、千葉同友会の提言がほとんど条例に取り入れられるということになった。

### ②真摯な自己努力をベースにした意見が共感を呼ぶ

千葉県経済活性化推進会議、中小企業振興に向けての研究会などで、千葉同友会の会員は、中小企業の果たしている重要な経済的、社会的な役割を踏まえて、中小企業の活性化こそが県経済の繁栄の根幹であることを振興条例・元気戦略の柱に据えるように主張してきた。このようなスタンスが振興研究会や行政職員の共感を呼び起こし、先進的な振興条例づくりにつながったと考える。

従来、行政の側には、「中小企業に補助金を出しても社長の車が国産車から外車に代わるだけでは？」という言葉に象徴されるように、中小企業経営者の多くは「個人の欲」で動いているのではないかと、また経済団体に対しても、補助金を求めることには熱心でも県民全体の立場で

の意見、行動を行っているのか等々について疑問を抱いていたと考えられる。しかし、同友会との接触が深くなるのに伴い、「自社の経営努力を真摯に行いながら、豊かな千葉県をつくるために、中小企業の振興を図る」という同友会のスタンスに共感を覚え始めたと考えられる。

振興研究会のみならず、様々な県行政の委員会、研究会などでは、全国・県内の会員企業の経営実践例を話すことにより、中小企業の果たしている重要な役割が伝わってきたと考える。

例えば、障害者雇用に力を入れている企業では、障害者が働きやすい仕事手順を組むことにより、障害者のみならず健常者にとっても働きやすい職場になっていること、また厳しい経営環境にあっても、全社員の力を引き出すことを通じて、地域に支持されている企業の実例などを話すと、行政職員が目を輝かせて聞き入るといったこともあった。

### ③振興研究会での懇親会の呼びかけなど、本音での交流を促進

行政の委員会・研究会などでは、ともすると行政側の膨大な資料にもとづく報告時間に費やされ、建前的な議論に終始しがちである。同友会ではなるべく討論に時間を確保するように要請すると共に、研究会メンバーの人間関係づくりも重視し、懇親会も随時行うように要望した。その結果、研究会参加者・行政職員による自腹での懇親会も開かれるようになり、率直な話し合いができる雰囲気ができるようになったのも特筆すべきことである。

## 3. 「千葉県中小企業振興に関する条例」の先進的な特徴

千葉県中小企業振興条例の先進的な内容としては、次のようにまとめることができる。

### (1) 中小企業の経済的・社会的な重要な役割を認め、中小企業振興と地域づくりの相互の好循環をめざしていること

中小企業が地域経済、地域社会の担い手として県民生活におけるの向上に寄与するなど、中小企業の果たしている経済的、社会的に重要な役割を明記し、中小企業振興が地域づくりと不離一体であることを強調し、相互の好循環をめざすとしていることは画期的である（前文、第1条、第3条、第16条）。このことは千葉同友会、あるいは中小企業の立場からは当然のこととも言えるが、従前の行政の立場からは大きく足を踏み出したものと評価できる。

なぜなら、従来は地域の活性化は外からの元気な企業の誘致によるものという認識が強く、地域に現に存在する中小企業が元気になると地域づくりがつながるという発想は乏しかったと考えられるからである。

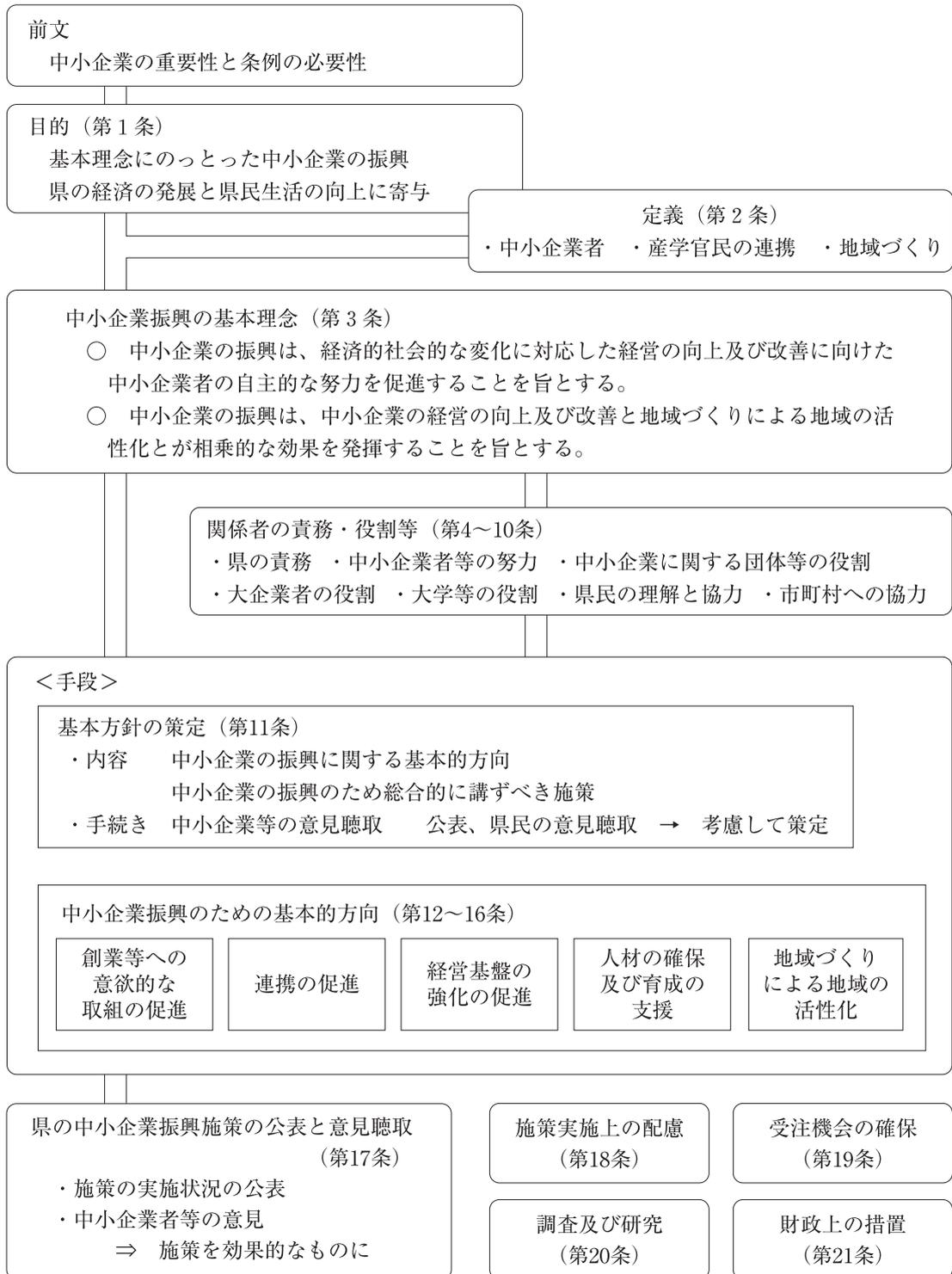
しかも「地域づくり」について「地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動」という法形式としての定義付けを初めて行ったことには感動すら覚える（第2条第3号）。

### (2) 「産官学民」挙げて中小企業を育てる姿勢を明らかにしたこと

中小企業の自主的な努力を促進することをベースにおきながら、「産官学民」挙げて中小企業を育てる姿勢を明記していることである。とりわけ、大企業・大学をはじめとした関係団体の協力を明記していることは注目に値する。（前文、第4条～第9条、第13条）

また、「産官学民」を「事業者、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ）、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう」と法形式として定義付けを行ったこともおそらく国内

別図 千葉県中小企業の振興に関する条例の基本構造



出所：千葉県商工労働部経済政策課作成リーフレット「中小企業の元気が千葉県の元気」

では初めてではないかと考えられる（第2条第2号）。

### （3）首長の責任を明確にし、施策について中小企業者の意見を聴取することを義務付け

知事は、中小企業振興に関する基本方針の策定及び施策の実施状況について中小企業者等の意見を聴取し、施策の実施状況について年に1回公表するとしている。つまり中小企業施策を立案し実施するに当たって、事前にも事後にも中小企業者や県民の意見を聞くという行政としての負担をいとわない積極的な姿勢であり、画期的である（第11条、第17条）。

### （4）次世代に正確な中小企業の姿を伝承

学校教育での中小企業に対する正確な認識を醸成し、職場体験・インターンシップを促す条項として、「県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずる」（第15条）としている。これは地域住民の中小企業観の形成にも関わる内容のものであり、次世代に正確な中小企業の姿を伝えていく上で大きな意義を持った規定である。

### （5）施策実施上の中小企業への配慮規定

あらゆる施策を実施する上で、中小企業への配慮をすることを要請していることも画期的である（第18条）。

この点は、振興研究会では議論されてこなかった点であるが、県の法令担当者からこういった規定も可能ではないかとの発言があり、それをヒントに挿入したとのことである。県庁内では他の部署から行政目的を達成する上で支障にならないかといった危惧も出され、相当な激論の末に規定されたと聞いている。

縦割り行政を是正し、あらゆる施策を実施する場合に中小企業への配慮を要請するというこ

とは、中小企業振興条例としては当時おそらく初の条文であり、EUの『ヨーロッパ小企業憲章』の「Think small first」（小企業を第一に考える）という考え方や米国中小企業庁の法規制情報提供、規制負担軽減政策などに共通する「世界標準」の考え方である。つまり、国や自治体のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという発想に沿った画期的な規定であると評価できる。中小企業家同友会全国協議会が提供した『ヨーロッパ小企業憲章』の訳文が振興研究会の参考資料として、配布されており、それも参考にしたものと推察される。

## 4. 振興条例制定に向けた取り組みの成果と教訓

このような優れた条例が制定されたことによる千葉同友会から見た成果と教訓は次の通りである。

### （1）成果

#### ①行政職員の意識変化を促進できたこと

～中小企業の大企業へのプロセス論の克服

従来行政の中には、中小企業は中堅あるいは大企業への過渡期にあるものに過ぎず、小さいままでの中小企業が地域に存在することが地域の活性化につながるのかについて疑問があった。

しかし、振興研究会や地域勉強会での現場の中小企業の実態や声、あるいは千葉同友会との接触を通じて、地域に多くの中小企業が元気に存在すること自体が地域振興の大きな要素になるという実感を持てるようになり、そのことが地域づくりと中小企業振興がつながっているという理解を広げていったと言える。

#### ②千葉同友会・中小企業として当事者意識を

千葉同友会あるいは中小企業の側にとっては、行政との垣根が格段に低くなり、県政に対する当事者意識を持つようになってきたことも成果

の一つと言える。かつては行政に対して外から批判していればいいという立場であったり、制度融資・補助金などのカネにからむ施策には関心を持ってはいても、県政全般に対しての問題意識は薄かったと言える。

しかし、今回の振興条例・中小企業元気戦略制定の過程を通じて、条例・戦略を中小企業自らが創りあげてきたという実感を持てるようになったため、その実効性や行方を見届け、中小企業振興を通じて豊かな千葉県をめざすためには、県政全般のあり方にも関心を持つ必要があるという認識を持つきっかけになっていると言える。

### ③首長が交代しても中小企業振興の理念・戦略の継続を保証

09年3月には、堂本暁子知事から森田健作（鈴木栄治）知事に代わり、千葉県経済活性化推進会議は活動を休止している。しかし、振興条例・元気戦略を検証する「中小企業活性化部会」やその下部組織である「中小企業振興に向けた研究会」は引き続き活動を行っている。このように振興条例が首長の交代があっても中小企業振興の理念と施策の継続性を保証する担保になることが明らかになったと言える。

### ④千葉同友会の経済団体としての認知

また千葉同友会が県行政から経済4団体（他に商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会）の一つとして認知された。この4団体からの推薦により、06年より毎年「千葉のちから中小企業表彰」、「従業員表彰」が行われ、前者が計69社、後者が計42名の受賞（2010年11月末現在）となっている。また、07年5月3日には、振興条例や商工振興への貢献が評価され、千葉県知事より「文化の日」功労賞が千葉同友会に贈られたことも歴史的な出来事であった。

### ⑤企業間交流・経済団体との交流の広がり

振興条例制定を前後として、中小企業新事業

活動促進法の「経営革新」計画承認企業の表彰や「経営革新」計画承認企業による企業間交流の場の設定が行なわれ、また経済団体間の交流も広がってきた。

ワークライフバランスをテーマとした取り組みでは、上記経済4団体による共同行動、共同声明の発表を行ったり、千葉同友会の広浜泰久代表理事（当時、現千葉同友会会長・中同協幹事長）が07年2月の「産官学連携子育て支援推進フォーラム」（主催：厚生労働省・千葉県・経済生産性本部、後援：千葉同友会他、県内経済団体）に中小企業を代表してパネリストになるとか、あるいは、「男女共同参画推進連携会議」の「産業人部会」の部会長に塩尻末子副代表理事（当時）が就任するなど、様々な分野で同友会役員が県政の一翼を担う場面が増えた結果、諸団体との交流の場が広がってきている。

### （2）教訓

このような成果を生み出した教訓をまとめると次のようになる。

#### ①地道な政策努力・経営努力の積み上げの重要性

まずあげられるのは、同友会としての地道な活動や政策努力、また同友会企業による経営努力の積み重ねの大事さである。1999年に初めて政策要望を提出した際には、他県の要望を参考に政策委員の会員と事務局によって作ったものであり、必ずしも練りあげたものとは言えなかった。しかし、それでも足を一歩踏み出し、毎年継続することにより少しずつではあるが会員の実態・要望を反映できるものになりつつある。

また、1997年より開始した経営指針成文化セミナーなどにより、経営指針の確立・成文化の運動が前進し、経営指針を持った企業が増えてきたこと、そのことが県の施策の受け皿になれる企業づくりにつながってきたと言える。ちなみに、中小企業新事業活動促進法の「経営革新」

計画の承認を受けた会員企業は、全体で1,045社（2010年6月30日現在）のうち約1割を占めている。

### ②行政担当者との接触を密に

特に、振興条例づくりの中心となった千葉県商工労働部の麻生恵経済政策室長（当時、現経済政策課長）には、たびたび千葉同友会での講師・シンポジストとして、また機関紙に登場していただき、2006年以降で10回に及ぶ。同友会の理念、スタンスを評価し、積極的に千葉同友会を引き立てもらった。また2005年～2007年には千葉県経営研究会を千葉県と千葉同友会が「共催」で開催すると共に、井上さちよ県商工労働部次長（当時）が千葉県経営研究会で2回にわたり、少子高齢化社会の現状と取り組み、ワークライフバランスの実現について基調報告を行っていただくなど、かつてない「産官民」の協力関係を広げることができた。

### ③行政の様々な研究会、委員会への積極的な参加

条例のできる以前の05年頃からは、千葉同友会に対して、行政の様々な分野から研究会・委員会の委員等への就任要請がなされるようになり、千葉同友会としては、基本的には前向きに受ける姿勢で臨んできた。同友会の会員・事務局が参加した主な研究会・委員会は以下の通りである。

- ・千葉県経済活性化推進会議（所管は商工労働部経済政策課、以下同じ）
- ・千葉県官公需問題研究会委員（商工労働部経済政策課）
- ・千葉県障害者計画推進作業部会委員（健康福祉部障害福祉課）
- ・千葉県老人保険福祉計画・介護保険事業支援計画策定作業部会委員（健康福祉部高齢者福祉課）
- ・NPO立県ちばコミュニティファンド研究会（環境生活部NPO活動推進課）

- ・「産業人材育成部会」（商工労働部産業人材課）
- ・「中小企業活性化部会」（商工労働部経済政策課）
- ・「男女共同参画推進連携会議」（07年2月発足：70団体）「産業人部会」（総合企画部男女共同参画課）
- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に関わる地域相談員に委嘱（健康福祉部障害福祉課）
- ・全国障害者技能競技会（アビリンピック）及び障害者ワークフェアの企画実行委員会の実行委員に委嘱（千葉県商工労働部産業人材課）
- ・NPO活動推進委員（環境生活部NPO活動推進課）

このような様々な分野で同友会として責任の持てる意見を提案したり、対応ができるのかという難しい問題もあるものの、同友会会員はそれぞれ真摯な経営努力をベースにした提言、意見を出して奮闘した。そういう幅広い分野での会員の活躍が、県行政全体に対する同友会への信頼の醸成につながっていると思われる。その結果、よく各地の同友会から「せっかく担当者とのパイプができたのに、人事異動でまた一から作り直さなければ……」という嘆きを聞くこともあるが、千葉同友会では、人事異動があっても、どこかで同友会の名前や団体の性格を聞いていたり、会員と接触していることが少ないため、そうした危惧を抱くことは比較的少ないと思われる。

## 5. 振興条例制定を可能にした時代的・地域的な背景～誘致から育てる産業へ

このように先駆的な振興条例制定を可能にしたのは、直接のきっかけこそ千葉同友会からの要望を県知事が受け入れて決断したことではあるが、大きな時代的、地域的な背景もあると考える。

千葉県は江戸時代から大部分が幕府の直轄領であり、海に囲まれた半島として農漁業・林業

などの盛んな地域であり、江戸への食糧生産・配給の基地としての役割を担ってきた。それが明治以降も基本的に継続してきたが、それが大きく転換するのが、戦後の1950年代後半以降、とくに高度経済成長期以降である。政府や中央経済界では、エネルギー政策の転換を基底に産業構造を重厚長大型・素材供給型重化学工業中心に転換するため、「経済社会発展計画」や「全国総合開発計画」などを通じて大規模生産拠点を新規につくる必要があった。

首都東京に隣接しながら、手付かずの広大な土地を有する千葉県が重化学工業の工場を立地する上で好条件を有していた。川崎製鐵（当時、現JFEスチール）の工場誘致を契機に東京電力、新日本製鐵、出光興産、宇部興産、三井石油化学工業、丸善石油、三井造船など、大規模装置型産業を湾岸の埋め立てによって誘致することで、重化学工業を中心とした有力な工業県（2008年工業統計：製造品出荷額等で約15兆4,700万円、全国第6位）に変身を遂げることができた。

それと同時に、農漁業・林業などの第一次産業は県内での経済的なウエイトは低下してきてはいるものの、他県との比較においては相対的に依然として高い（2008年農業生産額：北海道・茨城に次いで全国3位、4,216億円、2008年海面漁業漁獲量174千トン、全国第6位）。

また東京のベッドタウンとして、1960年代に京葉地域、東葛方面での人口急増の結果、620万人に及ぶ人口（全国第6位）を擁する一方で、銚子、鴨川等の東側、南房総の人口減などがあり、過疎と過密の共存という両面を持った県でもある。

このような特徴から、千葉県は「日本の縮図」とも言われている。

しかし、高度成長が終焉する中であって、重厚長大型の企業誘致による外発型の産業振興に限界が見えてきた。とりわけ千葉県では装置型・素材供給型の産業に偏っていたため、県内産業との関連性が弱く、高度加工業種（一般機械器

具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具など）が少なく、付加価値が必ずしも高いとは言えない産業構造が作られてきたと言える。

このような地域の特徴を踏まえた場合、外からの企業誘致（主に大企業）に頼る県産業政策のあり方に限界があり、地元の中小企業を育み、新たな内発型の産業を創りあげることの必要性を県行政も認識し始めたという事情があると言える。

## 6. ちば中小企業元気戦略の内容と活用に向けた取り組み

### (1) 中小企業の自発的な挑戦を促進、多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮を柱に（5つの視点と12の取り組み方向）

このようにしてできた振興条例の具体化と言える「ちば中小企業元気戦略」の概略は次のとおり、5つの視点と12の取り組み方向にまとめられている。

5つの視点とは、(a)中小企業の自発的な挑戦を促進、(b)中小企業間、産学官民の連携による取り組みの促進、(c)経営資源の不足する中小企業の経営基盤の強化、(d)中小企業を支える人材の確保・育成、(e)多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮である。

このうちの(a)の「中小企業の自発的な挑戦を促進」は、現中小企業基本法の本質である、やる気のある中小企業を応援することであり、それを地域ぐるみで行っていくということが新しい視点であると言える。そして、(e)の「多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮」の二つを柱にして元気戦略を立案し、そこから派生して(b)～(d)を実現しようとしている。

この5つの視点から導き出されているのが、12の取り組み方向であり、a. 経営革新の促進、b. 創業及び再生支援、c. 事業承継の円滑化、d. 中小企業の海外展開支援、e. 地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化、f. 経済発展と

バランスをとった規制、規制緩和の取り組み、g. 技術力の向上、企業連携の促進、h. 中小企業のIT化（情報通信技術）利活用の促進、i. 資金調達の円滑化、j. 官公需施策の推進、k. 相談・支援機関、機能の充実、l. 人材確保、育成であり、中小企業にとって必要な戦略課題がほぼ網羅されている。

## （2）元気戦略活用セミナーの実施（07年より11回開催）

千葉同友会では、制定された条例を具体的に経営に活かすために「中小企業元気戦略セミナー」を07年より実施し、上記の12の取り組み方向の中の主な論点をテーマとして取り上げ、中小企業経営者の体験談と行政担当者の施策説明を組み合わせた形で行ってきた。

この元気戦略活用セミナーで印象的であったことは、第1回目の「経営革新」をテーマとしたセミナーでのことである。経営革新を担当しているベテラン行政担当者と経営革新計画の承認を得た企業2社とのシンポジウムを行った際に、最後に経営革新の承認を得たある中小企業経営者の手記を読み上げていた行政担当者が、当時のことを思い出したのか、感極まって絶句してしまい、話ができなくなってしまったことがあった。

法令や施策は文章としてみると一見無味乾燥であるが、それを実行する当事者の肉声による人間としての熱い思いのようなものが伝わってこそ、初めて本物の情報になるのではないかという思いを抱かせた場面であった。千葉同友会が日頃行っている経営体験交流の意味と相通するものがあると言える。

## 7. 今後の課題

千葉県の振興条例の様々な先進性、成果、教訓を述べてきたが、最後に今後の課題についてまとめておきたい。

### （1）「中小企業元気戦略」の徹底した活用・検証を通じての問題点、課題の洗い直しと県政全般や予算組みのあり方についての検討

#### ①施策の検証の仕組みづくり

このようにして出来た「ちば中小企業元気戦略」ではあるが、それを活用できる企業は、残念ながら中小企業全体の中ではまだ限られていると思われる。県の施策に常に目配りを行い、情報を収集し、積極的に行政等に相談し施策を活用する企業というのは、基本的に経営指針を持ち、長期を見据えながら組織的・計画的な経営を行っている中小企業であると言える。また自分の企業は自分で守るしかないとの考えから、行政の施策に頼るのをいさぎよしとしないという気持ちを持っている経営者も少なくないと思われる。

しかし、現在のような厳しい経営環境にあっては、経営指針を確立すると共に、発想を切り替え、自己努力の中に中小企業施策等の積極的な活用も取り込み、その不備や問題点を指摘して使い勝手の良いものに変えていくという、積極的なとらえ方が求められる。

施策を活用できる企業とそうでない企業の差が今後いっそう大きくなってくのではないかなと言わざるを得ない現状がある。その点では、千葉県においては政策の活用という点ではようやく緒についたばかりであり、施策情報の発信→活用→使い勝手の検証→組織的な集約→行政への提言→結果の報告という流れを仕組みとして確立することが求められる。

#### ②現場の実状に合ったより具体的な施策づくり

また、現在、県財政の逼迫の折にあって、県行政はカネの支出が伴う施策に対しては極めて慎重である。千葉同友会が2010年度の県への政策要望において提言した事項であるが、リフォームや耐震補強に対する補助金等のように、県民が喜び地元建設業者も潤うような施策にも目を向けていく必要がある。官公需においては、

国も県も大きな流れとしては、一括発注から分割発注を増やすことで地元中小企業が潤い、かつ育成していくというスタンスになりつつあるが、実態としては、財政的な制約から、業種・地域・行政部門によって、相当差があると見られている。個別具体的な検証と解決策を作っていくべき時期となっている。

このような事情もあり、2010年度政策要望では、振興研究会のもとに小研究会を設け、課題別・分野別の具体策を探る場を作ることを要請した。例えば、中小企業金融の分野では、中小企業の立場から見ると、千葉県では地方銀行、信用金庫が一定のリスクをとってでも地元中小企業を育てるというスタンスは見えづらい。振興研究会でも、金融機関から一歩踏み込んだ提案が出されるということはありませんように思われる。それぞれの立場を尊重しつつ、現場担当者の悩みなども出し合いながら、本音での交流の場がもっとあってしかるべきものと考え。

中小企業の仕事をどうつくっていくのかも大きな課題である。農商工連携なども千葉県では中小企業振興との関係でも重要な課題であるが、それぞれの行政の担当者レベルでは取り組みが行われてはいるものの、県全体として中小企業の仕事創造について集中した論議と行動が今ほど求められている時期はないと言える。

このように徹底した個別具体的な対策を行う上で、振興研究会での検討のみならず、振興条例・元気戦略を作る上で有効であった「地域勉強会」を課題別にも行っていく方向を県商工労働部とも話し合っている。

## (2) 知事・政党・経済団体・金融機関・学校との懇談・提携

前述したような施策に財政支出が伴うような場合、あるいは中小企業振興に伴う予算配分の問題となると、商工労働部の所管だけでは限界もあり、行政のトップや県議会のいわば政治的な判断が求められる。今まで千葉同友会では、行政の窓口である県商工労働部等との関係では

ある程度接触可能な関係をつくりあげてきたが、現在の県知事や政党・議会との関係づくりにはまだ十分手が届いていない。

商工会議所、中小企業団体中央会、商工会連合会等とは、公式のパイプこそできてはいるものの、日常的な交流の点では十分ではない。地域金融機関との関係、マスコミとの関係も同様である。千葉商科大学とは、2006年6月に包括協力協定を締結しているものの、まだ個別の散発的な取り組みしかなされてはならず、組織的な対応もこれからの課題である。現在、千葉商科大学以外にも、千葉敬愛大学・千葉工業大学など私立大学が同友会に入会し始めており、今後産学連携の動きにも着手する必要がある。

## (3) 元気戦略を活用できる企業づくり

～地域、行政を経営資源に取り込める企業に～

以上の千葉同友会としての組織的な取り組みと同時に、県内の個々の中小企業としても地域を視野に置いた新たな仕事づくりと企業変革が求められる。従来は、社員と共に真摯な経営努力さえ行っていれば、それ相応の成果を納めることができたものの、現在の厳しい情勢のもとでは、地域の中小企業、地域の諸団体、行政などとの連携による新たな仕事づくりが不可欠の課題となっていると言える。企業の側に即して考えると、地域や行政を自社の経営資源に取り込める企業になっていくということでもある。以下、千葉同友会の中での幾つかの典型事例を挙げてみる。

### ①産官学民の連携による街づくり

東京に近接する総武線沿線の市川駅前で商業ビルを経営している(株)市川ビルの田平和精氏は、少子化の流れと市川駅周辺の空洞化が進む中であって危機感を持っていた。2001年3月に千葉商科大学が開いた第1回中心市街地活性化フォーラムに参加する中であって、行政や大学関係者にも地域の活性化に向けてやる気のある

人がいることに気付き、翌月からフォーラムで出会った人たちを中心に、街の魅力を高める会「リバリューション市川」を組織し、事務局長に就任した。駅前自転車問題に取り組み、それがうまくいくと2003年に市川駅前をきれいにする会「元気！市川会」を組織した。「街の魅力を高めていけば絶対に人が移り住んでくる。我々も投資しよう」と呼びかけ民間からお金を集めて防犯カメラを行政に寄付する等の行動を開始し、今では「元気！市川会」に地域の様々な団体の会長が参加しており、ここで合意したことが地域的コンセンサスにつながり実行されるというシステムができてきている。田平氏は「産官学が連携すると元気が出てくると実感している」と言う。<sup>1)</sup>

## ②自社の本業を地域貢献に結びつけ、高齢者の雇用確保

観光バスの運行業を営んでいる鎌ヶ谷観光バス(有)がある鎌ヶ谷市では2001年頃から市内を循環するコミュニティバスが三路線で運行されてはいたものの、毎日運行しない場所もあり、運行間隔も2時間くらいのところがある等、利用しやすい状況とは言えず、年間3,000万円くらいの予算をかけているのに2万人しか利用がないという状況であった。そこで同社の経営者が市に働きかけ、「コミュニティバスの目的が交通手段のないお年寄りが外に出る機会を保障することで体が元気になり、またお金を使うことで地域への経済波及効果も生まれる」ことを市の公共交通委員会で自社の理念と合わせて話し、より低廉な予算でかつより効率的な運行方法を提案し支持を得て、新たにバス運行に参画した。

その結果、バスの利用者は4万人と倍加した。しかも通常のバス運行に比べて運転手の負担も軽いため、同社の高齢者運転手の働き場として有効であり、地域への貢献と高齢者の雇用の場の確保、自社の活路を見事に融合させた取り組みを行っている。<sup>2)</sup>

## ③都市と農村の交流を通じた地域おこし

成田空港に近い北総台地から九十九里海岸までの広大な平地に、約500人の農業生産者が参加する農事組合法人多古町旬の味産直センターがある。設立して20年を越え、農協に出荷しても高い価格で引き取ってもらえない、農協の共同選別にも参加できない中小農家が集まり、販売方法を模索して集まった組織である。とれたて野菜の朝市を開くことから出発し、都会の消費者の反応を敏感に受けとめて生産者の都合だけで判断せず、安全で美味しい農産物の供給に力を注ぎ、都会の消費者向けの「野菜セット」の直販、1993年の米パニックをきっかけにできた「田んぼの市民農園」等、都市部の消費者と農村部の生産者をつなぐ様々な取り組みを行っている。

## ④地域に融合した企業づくりで人が大切にされる街づくり

印旛郡大網白里町で30数年に渡り不動産管理業・建築業を営む大里綜合管理(株)では、自社の社屋の二階を使って、学童保育の場や地元の主婦による手作りレストランの場を提供している。また休日には社屋内で地元市民向けに音楽会や文化講演会等を行なう等、地元市民のコミュニティづくりに力を注いでいる。また「社員一人が一つの社会貢献」をモットーに自社の不動産・建築業としてのノウハウを使って、荒廃している空き地や里山・田畑を所有者に替わって草刈を代行したり、地域で放置されている施設のリニューアルと有効利用を提案・実行し地元住民・行政から喜ばれている。

## (4) 千葉同友会・支部での行政との交流、

### 「地域づくり」を視野に置いた活動の広がり

県段階でいくら優れた振興条例ができていても、市町村単位でのきめ細かな中小企業振興策がとられなければ実効性の乏しいものになってしまう。現在、船橋・柏・成田・習志野等の市

に産業振興ないしは商工振興の条例ができています。しかし、いずれも制定過程において地元中小企業者の声をしっかり受けとめ、かつ地域の特徴をしっかり吟味して作られたものかといえ、疑問符がつかざるを得ないものもある。

このようなすでにできている振興条例の検証、見直しを進めることと、ほとんどの市町村が振興条例を持たない現状のもとにあって、市町村単位での中小企業（地域）振興条例の制定を運動化していく必要がある。それを実現するには、地元支部の活動をよりいっそう地域に開かれたものとし、地域と同友会の関わり、地域と地元中小企業の関わりについて深める場づくりを行っていく必要がある。支部段階での地元地域の歴史、文化、産業構造、特徴などを行政・他団体とも一緒になって研究し、地域の活性化の取り組みを行っていくことが求められている。

#### (5) 第一次産業振興も視野に、縦割り行政を変える“総合性”をもった産業政策の実現

千葉県は前述した通り、有数の工業県であると同時に、三方を海に囲まれ、気候は温暖で豊富な農産物、魚介類に恵まれた県である。しかも成田国際空港を持ち、東京という大消費地に隣接しており、産業政策のあり方如何によっては様々な発展の可能性を秘めていると言える。

#### ①市町村アンケート結果に見られる千葉県の経済の実状

ここでは、千葉大学園芸学部が2004年10月から2005年3月にかけて千葉県内の全市町村（79市町村、2004年11月現在）に対してアンケート調査した商工労働分野での分析結果（2005年9月発表）についての中村攻千葉大学名誉教授のコメントを箇条書きで引用し千葉の現状分析の参考に供したい。<sup>3)</sup>

##### a. 工業団地・住宅団地のバブル期の後始末

バブル期を通じて進められてきた産業基盤の整備について計画通りにいかず、現在深刻な問

題を抱えている市町村も少なくない。例えば、工業団地や大規模な住宅団地をつくってきたが、それが全部埋まらず、逆に進出してきた企業が撤退していくという問題が生まれてきており、それによって自治体の財政が圧迫されている。

##### b. 課題としての臨海部での“産業構造の転換”、内陸部での“地場産業育成”

地域的に見ると、臨海部では重化学工業を中心にやってきたが、それをどう今の時代に合ったものに転換させていくかという“産業構造の転換”ということが大きなテーマとなっている。内陸部でも臨海部と同じく期待を持って企業団地をつくり企業誘致を図ってきたものの、うまくいかないケースも多く、今後も展望を見いだせないということで、“地場産業をどう育成するのか”という点が工業施策の中心テーマに移りつつある。今地域にある中小企業や農業をどう振興させていくかという問題意識に変わりつつある。

##### c. 都市部での住工混在問題

千葉（千葉市、市原市、習志野市、八千代市）、東葛飾地域（市川市、船橋市、浦安市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、沼南町）では、工業と住宅が混在し、環境問題に対する悩みが大きい。

##### d. 商店街の疲弊

商業の問題では、全県で商店街の衰退と大型店の進出がセットとなって問題になっている。ある程度集積のある都市部でも商店街は衰退しているが、やめる店も少なくないが、それでもある程度埋まっていく。そこでの問題は経営者の入れ替わりが激しく、新しい店が商工会などの組織に入らないということがある。もう一回り周辺にいくと、商店街の衰退が即空き店舗となりスラム化が進行している。頑張っている商店であっても経営者の高齢化で次の世代が展望を持つのが難しい状況にある。

大規模店舗の問題も、以前は大きな店舗が出てきて商店街や個別の商店が打撃を受け潰れていったが、今は個別の商店を潰してきた大きな

店舗が更に大きな商業施設の出現によって潰れてきており、商圈エリアが広がり、買い物に困る地域が出てきている。高齢化が進む中において車で移動しなければ買い物ができないという深刻な問題が出てきている。

## ②総合性を持った対応で地域経済の再生を

様々な諸課題を解決していく上では、一つのことだけを切り離して解決できるものではなく、縦割り行政ではない、総合性を持った対策が必要といえる。

例えば、商店街の活性化を図るには、店主が頑張れる環境づくりが必要であるし、大型店の進出への一定の規制は避けられない。また地元の農産物を地元の商店で販売する仕組みも考えられる。商店街の再生は、地域コミュニティの再生につながるし、それが犯罪の温床を少なくする要因にもなる。農漁業・林業の振興をはかるために、若者・高齢者の働く場づくりを行うことが、ニート、閉じこもり、高齢者の健康保持等の、あるいは教育・社会問題への一つの解決策でもあり、地場産業・中小企業の育成や地球環境保全にもつながっていく。

要するに、中小企業の振興を中小企業にだけ目を向けた対応だけで考えていくことには限界がある。広い土俵の上に立っての振興策が求められると言える。

## おわりに

～閣議決定された中小企業憲章を活かし、  
日本経済の変革を～

中小企業憲章が閣議決定されたことは、中小企業振興を促進し地域づくりを進める上で、また振興条例を活かす上でも大きな転換点に結ぶつく可能性があると考えられる。しかし、現在の中小企業政策は中小企業基本法の基に新中小企業施策を実施しており、ともすると「やる気」のある中小企業を応援する」ことにだけ目が行きがちとなっている。しかし、現状で問題なの

は、大多数の中小企業（特に小規模企業）が“やる気”を持つようにも持ちようがない状況に追い込まれていることである。

閣議決定された中小企業憲章の精神を活かすためには、国としての成長戦略に中小企業の活性化をしっかりと盛り込み、内需の拡大、自治体の自主的な産業振興・地域振興を可能にする権限の拡充、中小企業基本法の見直し、中小企業に不利な税制の改正、不公正競争の排除に向けた独禁法の改正、中小企業に目を向けるような学校教育体系の見直し等、政府が中小企業重視の姿勢を目に見える形で国民に示していくべきものとする。

千葉同友会としては、この憲章を抛り所に、中小企業全体の底上げを図る施策の実施を運動化できる可能性が広がるし、また広げるべきものとする。中小企業振興条例の制定と活用、あるいは中小企業憲章の活用と推進は、単なる中小企業の振興にとどまらず、輸出主導による大量生産・大量廃棄型の経済システムから、内需主導による地域内経済循環型の経済システムに変え、人間が豊かに生きられる地域をつくるという日本経済・日本社会の新しい変革につながる運動であると確信している。

- 1) 2) 「同友ちば」2007年12月号「元気戦略活用セミナー」記事
- 3) 「同友ちば」2007年1月号「新春座談会」

## 参考文献

- 「図説 千葉県の歴史」1989年 河出書房新社  
「ちば経済白書2009」2010年 財団法人 ひまわりベンチャー資金  
「工業化と企業都市の構造変化～千葉県と市原市の実証的研究」著者：田口正己 1999年 本の泉社  
「千葉県内の市町村が抱える地域問題に関するアンケート調査報告書」2005年 千葉大学園芸学部 房総研究会

## [資料] 千葉県中小企業の振興に関する条例

平成十九年三月十六日  
条例第五号

## 千葉県中小企業の振興に関する条例

千葉県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきた。

本県の持続的な発展を確固たるものにするためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが何より重要である。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつある。経済のグローバル化は、国際的にも、国内的にも、厳しい企業間競争をもたらした。加えて、急速な少子高齢化の進展、そしてこれに続く人口減少時代の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものにするおそれがある。そのため、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念される。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めることが必要である。また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である。

こうした取組により生まれる元気な中小企業は、豊かで住みやすい千葉県づくりの原動力になるものと確信し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、ここに千葉県中小企業の振興に関する条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 産学官民の連携 事業者、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ。）、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう。
- 三 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

## (基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

## (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関す

る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

- 2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織（以下「共同化のための組織」という。）は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体等の役割)

第六条 中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるもの（大企業者（中小企業者以外の会社又は個人であって事業を営むものをいう。次条において同じ。）及び大学等を除く。）は、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第八条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることにかんがみ、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第九条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十一条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 中小企業の振興に関する基本的方向
  - 二 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策
  - 三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聴くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(創業等への意欲的な取組の促進)

第十二条 県は、経済的社会的環境の変化に即応した、創業及び中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(連携の促進)

第十三条 県は、産学官民の連携が中小企業の新たな事業の創出、技術力の強化等に資することにかんがみ、中小企業を中心とした産学官民の連携の促進を図るため、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営基盤の強化の促進)

第十四条 県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情にかんがみ、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成の支援)

第十五条 県は、中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第十六条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を発揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業振興施策の公表等)

第十七条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聴くものとする。

3 県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

(受注機会の確保)

第十九条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(調査及び研究)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(査読済み)